

# 東海村選挙管理委員会会議録

開催日：平成27年12月2日

東海村選挙管理委員会

## 東海村選挙管理委員会

- 1 開催日時 平成27年12月2日(水)  
午後1時30分から午後3時まで
- 2 開催場所 東海村役場403会議室
- 3 会議に付議した事件  
【12月定時登録関係】  
議案第59号 公職選挙法第28条の抹消者について  
議案第60号 平成27年12月における選挙人名簿への登録について  
議案第61号 平成27年12月における選挙人名簿の調製について  
議案第62号 直接請求の法定数の告示について  
議案第63号 在外選挙人名簿の登録の抹消について  
議案第64号 平成27年12月における選挙人名簿に係る縦覧について  
  
【東海村議会議員一般選挙関係】  
議案第65号 東海村議会議員一般選挙における投票立会人の選任について  
議案第66号 東海村議会議員一般選挙における期日前投票所及び不在者投票記載所の投票立会人の選任について  
議案第67号 東海村議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所の決定について
- 4 出席委員は次のとおりである。(4名)  
委員長 本多 喜久男      委員長職務代理者 大友 捷夫  
委員 伊藤 究              委員 菊池 等
- 5 説明のため会議に出席した者は次のとおりである。  
東海村選挙管理委員会事務局  
書記長 岡部 聡  
書記 大杉 美香      書記 草山 尚拓
- 6 会議の書記は次のとおりである。  
同上

7 本会議における議事の大要は次のとおりである。

開会 午後1時30分

**○本多委員長** 本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。東海村議会議員一般選挙の執行が来月に迫っておりますので、事務局は大変だと思いますが、適正な準備をお願いいたします。また、その準備につきましては、選挙管理委員会としても可能な支援をしたいと考えておりますので、何かあれば相談をいただければと思います。

さて、ただ今の出席委員は4名であり、地方自治法第189条第1項に規定する定足数に達しておりますので、東海村選挙管理委員会規程第12条の規定により選挙管理委員会を開催いたします。

---

**○本多委員長** 本日の議案は、平成27年12月の定時登録に係るものが6件、東海村議会議員一般選挙に係るものが3件で、お手元に配布しましたとおりでございます。

それでは、「議案第59号 公職選挙法第28条の抹消者について」事務局より説明をお願いいたします。

---

**○大杉書記** 議案第59号は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により別冊の者を選挙人名簿から抹消するものです。

---

**○本多委員長** （別冊を回覧後）ただ今、「議案第59号 公職選挙法第28条の抹消者について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

**○本多委員長** 議案第59号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

**○本多委員長** 議案第59号は、原案のとおり可決されました。

---

**○本多委員長** 続いて、「議案第60号 平成27年12月における選挙人名

簿への登録について」事務局より説明をお願いいたします。

---

**○大杉書記** 議案第60号は、公職選挙法第22条第1項の規定により平成27年12月における選挙人名簿に登録される資格を具備している者を、別冊のとおり選挙人名簿に登録するもので、登録基準日は平成27年12月1日、登録日は平成27年12月2日、登録資格要件としては、(1)住所移転者が、平成27年3月1日までに住民票が作成され、又は転入の届出をした者で、引き続き3箇月以上住民基本台帳に記載されている者。(2)成人者が、平成27年12月2日までに生まれた者で、住民基本台帳に記載され、住所要件を有している者となります。

---

**○本多委員長** (別冊を回覧後)ただ今、「議案第60号 平成27年12月における選挙人名簿への登録について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

**○本多委員長** 議案第60号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

**○本多委員長** 議案第60号は、原案のとおり可決されました。

---

**○本多委員長** 続いて、「議案第61号 平成27年12月における選挙人名簿の調製について」事務局より説明をお願いいたします。

---

**○大杉書記** 議案第61号は、公職選挙法第19条第2項の規定により平成27年12月における選挙人名簿の登録者を別紙のとおり調製するものです。今回の登録者数は、前回平成27年9月の定時登録者数30,223名から23名増の30,246名となりました。23名増の根拠といたしましては、抹消者数が307名、回復者数が1名、新規登録者数が232名、新有権者数が97名となっています。

---

○本多委員長 （別冊を回覧後）ただ今、「議案第61号 平成27年12月における選挙人名簿の調製について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○本多委員長 議案第61号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○本多委員長 議案第61号は、原案のとおり可決されました。

---

○本多委員長 続いて、「議案第62号 直接請求の法定数の告示について」事務局より説明をお願いいたします。

---

○大杉書記 議案第62号は、直接請求に連署を要すべき者の法定数の告示を、別紙（記載略）のとおり行うものです。

---

○本多委員長 ただ今、「議案第62号 直接請求の法定数の告示について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○本多委員長 議案第62号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○本多委員長 議案第62号は、原案のとおり可決されました。

---

○本多委員長 続いて、「議案第63号 在外選挙人名簿の登録の抹消について」事務局より説明をお願いいたします。

---

○大杉書記長 議案第63号は、公職選挙法第30条の11の規定により次に掲げる者（記載略）を在外選挙人名簿から抹消するものです。

---

○本多委員長 ただ今、「議案第63号 在外選挙人名簿の登録の抹消について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第63号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第63号は、原案のとおり可決されました。

---

○本多委員長 続いて、「議案第64号 平成27年12月における選挙人名簿に係る縦覧について」事務局より説明をお願いいたします。

---

○大杉書記 議案第64号は、公職選挙法第23条第1項の規定により平成27年12月2日に選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面について、東海村役場総務部総務課において、平成27年12月3日（木）から平成27年12月7日（月）までの期間、午前8時30分から午後5時まで縦覧に供するものです。

---

○本多委員長 ただ今、「議案第64号 平成27年12月における選挙人名簿に係る縦覧について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第64号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第64号は、原案のとおり可決されました。

---

○本多委員長 続いて、「議案第65号 東海村議会議員一般選挙における投票立会人の選任について」事務局より説明をお願いいたします。

---

○大杉書記 議案第65号は、公職選挙法第38条第1項の規定により、平成28年1月24日に執行される東海村議会議員一般選挙における投票立会人を別紙のとおり選任するものです。

---

○本多委員長 ただ今、「議案第65号 東海村議会議員一般選挙における投票立会人の選任について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第65号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第65号は、原案のとおり可決されました。

---

○本多委員長 続いて、「議案第66号 東海村議会議員一般選挙における期日前投票所及び不在者投票記載所の投票立会人の選任について」事務局より説明をお願いいたします。

---

○大杉書記 議案第66号は、平成28年1月24日に執行される予定の東海村議会議員一般選挙における期日前投票所及び不在者投票記載所の投票立会人を別紙のとおり選任するものです。

---

**○本多委員長** ただ今、「議案第66号 東海村議会議員一般選挙における期日前投票所及び不在者投票記載所の投票立会人の選任について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

**○本多委員長** 議案第66号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

**○本多委員長** 議案第66号は、原案のとおり可決されました。

---

**○本多委員長** 続いて、「議案第67号 東海村議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所の決定について」事務局より説明をお願いいたします。

---

**○大杉書記** 議案第67号は、東海村議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例第1条の規定により、平成28年1月24日に執行される東海村議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所を別紙のとおり定めるものです。直近の選挙から変更になったのは、No.27とNo.31の2ヶ所となっています。

---

**○本多委員長** ただ今、「議案第67号 東海村議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所の決定について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

**○本多委員長** 議案第67号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

**○本多委員長** 議案第67号は、原案のとおり可決されました。

---

○本多委員長　その他としまして、事務局から何かありますか。

○大杉書記　東海村議会議員一般選挙の執行に係る選挙管理委員会及び白バラ選挙啓発の日程表をお手元に配布させていただきました。年末年始のお忙しい時期ではございますが、出席をお願いいたします。

---

○本多委員長　以上で会議に付議されました報告等は全て終了いたしました。これをもちまして、選挙管理委員会を閉会といたします。

閉会　午後 3 時